

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(平成29年第3回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

平成29年 9月20日(水) 開会：午前10時 閉会：午後 2時16分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

請願第 4号 教育予算の拡充を求める請願
議案第75号 筑西市保健センター条例の一部改正について
議案第78号 平成29年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算
議案第79号 平成29年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第80号 平成29年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第82号 平成29年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第83号 平成29年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君	委員	森 正雄君	
委員	真次 洋行君	委員	藤川 寧子君	委員	三浦 譲君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

委員長 大嶋 茂

開 会 午前10時

○委員長（大嶋 茂君） 皆さん、おはようございます。定刻でございますので、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいりたいと思います。

なお、審査の順序でございますが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後、執行部に入室していただき、条例議案1案、補正予算議案5案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） それではまず、請願第4号「教育予算の拡充を求める請願」について審査願います。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。

なお、この請願は、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

協議会で皆さんからご意見がありましたので、説明員の方においでいただいております。

それでは、恐れ入りますが、この請願提出者の〇〇さん、説明をお願いします。

○請願提出者 よろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） お願いします。

○請願提出者 本日は、このような機会を与えていただき、大変ありがとうございます。請願団体の茨城県教職員組合の書記長をしております〇〇〇〇と申します。よろしく願います。

時間も限られておりますので、早速請願事項について説明をさせていただきます。

まず、子供たちの豊かな学びを実現するために教職員定数改善計画……

○委員長（大嶋 茂君） 座って。

○請願提出者 定数改善計画を推進することが最重要課題であることについてです。ご存じかもしれませんが、私たち教職員の定数は標準法ということで、国によって管理されています。昭和34年から教職員の定数改善計画は策定、実施され、当初50人学級だったものが平成3年までに標準定数法を変える形で40人学級に引き下げられたという経緯があります。その後も平成17年まで教職員の改善定数計画に基づき、その時々時代のニーズに合った指導方法改善のため、少人数学級の推進のためなどの理由で加配定数で改善してきたとの経緯があります。しかし、OECD諸国の中で、日本の学級規模は、いまだに非常に大きく、中学校の国際平均23.4人に対して33人となっています。

昨年度は、議会より意見書を提出していただいたおかげもあり、基本的な学級の少人数化は進みませんでしたが、日本語指導にかかわる教職員の数と通級指導のための教職員の定数が標準法を改善するという形で改善することができました。改めて感謝いたします。とはいっても、1学級40人の児童生徒数を何とか全学年で現在小学校1、2年生まで進んでおりますが、35人以下学級に国の法律で決めていただかなければならないと考えております。

2つ目として、教職員の働き方についてです。企業の働き方改革が労基法を改正することで一定決着することがおおむね決まっている状況ですが、教職員の働き方については、その議論の中に入っておりません。今、中教審で議論されているところです。請願趣旨にも記載させていただいておりますが、連合総研の調査によると、教員が月換算80時間以上の超過勤務をしている割合は小学校で72.9%、中学校で86.9%となっています。そして、1割近い教員が精神障害発病の危険が極めて高いという状態にあるとしています。定数改善により、その実態を改善することが、教育の向上につながることは明らかです。中には、先生方が楽したいから定数改善や勤務時間の短縮を訴えているのではないかと言う方もいらっしゃいます。しかし、多くの研究で、超過勤務が多いと仕事の効率や内容について問題があることが証明されています。

東京大学医学部の島津准教授は、目が覚めてから13時間以内で集中の切れた脳は、酒気帯びと同程度の、さらに起床後15時間を過ぎた脳は、酒酔い運転と同じぐらいの集中力しか保てないというようなことで語っております。また、静岡県常葉大学の紅林教授は、平日にリフレッシュできると感じている教員は、リフレッシュできていないと感じている教員に比べて教育上のアイデアが次々に浮かぶと答える割合が11%多いというような調査結果も出ています。子供たちにいい教育を行うためには、教職員の勤務時間の削減が絶対必要と考えています。そのためには、業務の見直しは当然のことではありますが、人をふやすことが必要であるというふうに考えています。

3つ目として、教職員の定数は、義務教育費国庫負担制度で一定国が管理しています。教育の機会均等の観点から、それを堅持していただくことは申すまでもありません。ただ、学級の少人数化の有効性が明らかになっていることから、加配定数の利用や独自予算で独自の少人数学級政策を行っている都道府県がほとんどです。茨城県も昨年度まで中学校1年生までの茨城方式で35人以下学級を行っていました。本年度は、中学校2年生まで拡充されています。教育委員会の話ですと、来年度予算に中学校3年生の予算を計上するというふうに聞いております。現場教職員は非常に感謝しているところです。ただ、茨城の中の幾つかの市町村は、独自予算でそれより一步進んだ少人数学級を行っているところもございます。国は、まず早期に全学年で35人以下学級を実現するために定数改善計画を作成してほしいというようなことで思っております。ぜひ筑西市議会でも請願を採択していただき、関係機関に意見書を送っていただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） ありがとうございます。

では、質疑をお願いします。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 説明ありがとうございます。1割の先生方が精神疾患になる可能性が高いということなのですが、具体的にこれはどういった症状なのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 症状というか、実質精神疾患で病気休職者が出ております。休職者ですので、その前休暇がありますので、休暇をとっている方を除いたという形になっておりますけれども、茨城県では順に平成23年度から67人、124人、120人、112人、101人と高どまりの状況が続いているというような状況ですので、

病気休暇者も入れますと、やはりかなりの人数が、なかなか学校の子供たちの教育で悩んだりとか、保護者の皆さんへの対応で悩んだりということで、休職に入っているというような実情がございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。では、1割という数字ではないわけですね。全体の1割ということで、ちょっとびっくりしたので、お聞きしたのです。

（「可能性があるということです」と呼ぶ者あり）

○委員（三澤隆一君） （続）わかりました。

それと、先ほど県内で少人数学級が一步進んだ、独自の財源でやっているという話があったのですが、県内のどの辺の市町村で幾つぐらいあるのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 挙手してください。

説明者。

○請願提出者 お答えいたします。

私の知っている市町村は、東海村と神栖市の2市町村を知っております。茨城方式の35人以下学級より一步進んだ形で、30人学級を実施しているというようなことで、確認しているのですが、手元に資料ございませんのでということで、ご了承くださいということです。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 今回は請願ということで出されておりますけれども、前回9月の、昨年ですか、内容は、教育予算の拡充を求める意見書という形で提出されております。それで、筑西市としても、これらの問題については、前回ですから、9月ですか、その前は保留にして、再度出てきたものですから、採択したのです。今回も内容を見ました。若干違ってはいますが、この意見書を出したときに、我々はその経緯がありまして、その報告も先ほど言ったら、国のほうに出してこうだとか、そういうことに対して、我々が一生懸命やった、そういう採択したことに対しても何の報告も、今初めて出してこうだ。こういうのは、やはり今度は請願ですから、意見書と請願とは、かなり重みが違うと思うのですが、そういう面で、そういう意味では、こうやってもんでいるので、出しましたと、こういうふうになりましたということで、これは出てきて、1年後に初めて聞いたのですね、出された。やはりそういう面では、これは前回は意見書ですから、今回は請願ですので、そういう意味ではどういう形で、どこに提出して、どういう形をされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 議会のほうには、学校教職員のほうの請願署名をつけまして、請願という形で出していることが普通なのですが、ちょっと筑西市の意見書ということで、教職員組合から意見書なのか、それとも議会のほうで意見書をつくっていただいて、国のほうに提出していただいたかあれなのですが、多分手続上は、請願を採択していただいて、その上で議会のほうで意見書を作成していただいて、国のほうに提出していただいているのではないかなということで、確認しているところでございます。

その上で、昨年度の請願理由の中に入っていた、日本語指導教育のための定数増、そして通級指導のための定数増ということで、多くの市町村で同じような意見書を政府のほうに出していただいたところもあ

って、定数改善が図られたというようなことで思っております。連絡、なかなかそのまま1年後に、こうやってお話をする機会になってしまいましたけれども、そういうことで、本当にお世話になったおかげで改善できたということでございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 今、私もちょっとあれだったのですけれども、議事録を読むと、あのときは意見書ということであったものですから、それが請願にかわって提出したのかな。意見書というのは、議事録にきちっと載っているのですよ。あれを見てもらうとわかりますけれども、だからちょっと聞いたのです。では、それを請願として筑西市としては出したということなのでしょうね。ちょっと我々も確認不足で申しわけないのですけれども、そういう意味では、今回はいきなり請願ということであるものですから、その辺でちょっとどうだったのかなと思ったのです。

それとあと、細かいことですが、ここに書かれている数字というのは、前も同じなのですが、449とか、訂正で書かれているのですよね。これは正式には、もうわかっているのであれば、正式な数で書いて、わざわざ訂正という形で、447というのが多分書かれている数字なのです。これが正しい。449と出ているのです。だから、その辺もやはりどういうあれになったのかなと思って、細かいことですが、そういうことを思いました。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員、これは会員のこと。

○委員（真次洋行君） だから、理由を聞いている。

○委員長（大嶋 茂君） 会員の人数のことですね。

○委員（真次洋行君） うん。

○委員長（大嶋 茂君） 今、数字だけ出されて、私もちょっとわからなかったのですが。

○委員（真次洋行君） これは、だから前回と同じで消してあるから、変動があったから消したということなのですか。そうではないのですか。

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと待ってください。事務局のほうで、人数の差、ちょっと。

○事務局（篠崎英俊君） 提出していただいた請願のほうを、こちらで精査させていただいて、ダブリ、同じ方が2カ所書いていたところがあったので、その分で人数は、こちらで減らせていただいていますので、その辺の人数の違いは申しわけございません。事務局のほうで入れさせていただきました。

○委員（真次洋行君） 済みません。わかりました。これは訂正してあるのですね。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員、それでよろしいですか。

○委員（真次洋行君） はい。わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 今ご説明をいただいて、ありがとうございました。

今説明ありましたけれども、政府のほうで働き方改革というものが、国のほうでは議論がされているわけでありまして。そういう中で、教職員に対しての働き方、これについては手落ちになっている、中教審の答申といいたいまいしょうか、そういうのを待った上での改革と、これは至極当然のことで、専門分野ですから、

当たり前のことだというふうに私は伺っていたのですが、確かに新聞報道等で見ますと、先進国では、日本の教職員の過重労働というのがあるよという報道をされて、なるほど、そういうものかというような思いでいるのですけれども、ただこの請願の内容なのです。見させてもらったのですけれども、請願事項1、2とございますね。

これで2番目の教育の機会均等、義務教育の国庫負担制度、これについては当然これは義務教育ですから、当然のことで、それは私も何の異論もございませんけれども、ただ今主に説明をいただいた、いわゆる教職員さんの増員ですよね、この問題については、先ほど県、それぞれ市町村で、それらの補完という意味での対応をしているような今、三澤委員からも質疑ありましたけれども、そういう市町村もあるよということでもありますけれども、私は少ない予算というか、国の予算を、これから消費税という中で、これから子供たちの教育予算に振り向けるというような議論も、これからなされていくのだろうというふうに思いますけれども、そういう中で、私は今、国、県が進める、いわゆるチームティーチング、複数の教員で子供たち、クラスを指導していくという、その考え方、あるいは習熟度別のグループ分けをして、少人数で教育をしていくと。そういったところに国、県あたりも力を入れている。

筑西市あたりでも、そういった面で、そういうところに力を入れているというような状況の中で、そういった予算に、いわゆる多様な子供への教育というのですかね、そういったところへ予算化をしていく状況なのかなというように私は思うのです。一気に35人ということで、標準法を改正して、それに倣って莫大な予算化をしていくというより、財政的な観点で考えたときには、そういう多様な教育形態というのですかね、そういったところに予算を振り向けていくのが、私はいいのではないかなというような思いがあるのです。

今、この文面をちょっと読ませていただくと、何でそういうことを言うかといったら、やはり働くほうの主観での請願というような捉え方を、私ちょっと子供たちの教育はどうあるべきかという意味での請願、回り回ればそういうふうになるのしょうけれども、そういう請願書なのかなというような感じで、それは本末転倒だというような意味合い、私迷っているところが正直なところなのですが、教育予算でもありますし、そういったところも意見として私持っているのですが、その辺ちょっとお考えを伺います。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 お答えいたします。

現場で何がいかというような議論は、当然されるべきであるだろうなと思っています。それぞれの教育のあり方って、いろいろな市町村のお考えとか、県のお考えもあって、現実的には国から加配定数の中で茨城県に振り分けられて、その後市町村に振り分けられるわけですが、その中で加配人数を使って、チームティーチングが重要だというようなことで考えて充実している市町村もございますし、少人数のほうが、より有効だというようなお考えがあれば、今、市町村でTTの加配の方を使って、少人数化を進めることもできるのですが、それはそれぞれやはりよく研究していかなくてはいけない内容だなというようなことは思っています。

ただ、1つ言えるのは、加配で入っていただいている教員が、朝子供たちが登校する前から、全員が最後まで残ってられるような状況だと、同じような教育ができるのですが、今、茨城方式だと、人数が少

ないと、40人いてもTTで入るといような制度になっているのです。それが1日8時間の勤務時間ではないのです。途中で来て、途中で帰らなくてはいけないといような勤務時間になっているので、打ち合わせもなかなかままならないといような状況もあるので、きちとした状況で、人数がふえるといことは、やはり大切だろうなと思っています。やはりその上でTTがいいのか、少人数学級がいいのかとい議論は、やはり必要ではないかなといふうな思いは持っているところです。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員、3回までね。

○委員（森 正雄君） はい。わかりました。ありがとうございます。むしろ、〇〇先生、正直にお答えいただいてありがとうございます。

私この文面、請願文ですね、これはちょっと私はいま一歩だなと、内容的にはよくわかりました。今思案をしてみます、頭の中で。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） OECDなんかの学力調査がありますよね、日本は上がった、下がったと言っていますけれども、このクラスの人数も随分国によって違ふようだけれども、日本はどういったレベルにあるといことなのでしょう、教えていただければ。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 先ほど説明のときにも少しお話ししましたけれども、国際平均が23.4人で、中学校ですけれども、日本は33人といことで、国際的なレベルでいえば、かなり下位のほうです。教育予算自体もGDP比でいえば世界最下位です。そんな状況ですので、なかなか日本は財政厳しいといのは、そのとおりなので、少ない予算をどういふうに、教育だけの話ではないといのは、よくわかっているのですが、国際基準から見れば、クラスの人数もそうですし、教育予算に関してもそうなので、ぜひ教育予算にもう少し十分な予算化して教員の数をふやして、きめ細かな教育をすることは必要だといようなことで考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） わかりました。ありがとうございます。

そして、実際のクラスの中で、我々この委員会も教育研究会なんか、発表会なんかで訪問したりして、直接先生方に話も聞く機会があるのですけれども、人数の少ない学校と多い学校とあるわけですよ。本当に20人以下1クラスといような学校もあつて、先生に聞くと、教えやすさはどうですかといと、やはりこのくらい的人数が我々としてはいいですねといような返事をよく聞くのです。やはり人数の少ないほうが目が行き届くのは当たり前だし、その辺人数が多いと、どういふ先生方の苦勞といいますか、現場での。そういうところを実体験からぜひ聞かせていただければと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 今、特に問題になっているのは、茨城県内の市町村でもそうでしたけれども、なかなか目が行き届かないと、一番やはり教育的に問題なのは、子供たちとのかかわりの中で、いじめが発見しづらくなるなんていこともございますし、小学校ですと、空き時間はございませんので、多くの教職員が子

供たちにノートを提出させて、帰りに返すというような1日の日課がございます。そうすると、昼休みとか、給食のあいている時間とか、休み時間の中にそれを見るというのも問題は問題なのですが、それで返せば、まだよくて、どうしても返さなくてはいけないというと、清掃指導がおろそかになったりとか、本当に授業で、普通なら机間指導できるときに、そこを見ながら、何とか返す努力をするなんてことも、本当はいけないのかもしれませんが、私個人の経験ではあったような気がしています。20人、少なければ当然そういう部分に対応もできますし、ましてや専科といたしまして、小学校でもある教科の方は専門に教えるなんていう話も進んでおりますので、そういう方がいらっしゃれば空き時間もできますので、その空き時間の中で作業もできるので、ある程度やはり必要ではないかなというような思いは多く持っています。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） わかりました。あと、もう1つは、直接これではないのですが、先生のゆとりといますか、具体的に言うと、1つの教科を教えるときに学校図書館の司書の制度がありますよね、筑西市でもふやしているのですけれども、ところが実際には司書さんと担任の先生が話し合って計画をつくるということがなかなか難しいと、こう現場では言っているわけですが、その辺のところはどうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 さまざまな方に入っていていただいて、学校を運営していくということは、とても大切だと思いますし、子供たちにも有益だというようなことで思っています。ただ、学校司書の方もそうですし、今ALTとって外国語活動、英語という教科に今度なりますので、そのために外国人の方に入っていたりとか、あと地域ボランティアの方に入っていたりとか、中学校でいえば部活動の指導員の方に入っていていただくとか、さまざま方たちに入っていていただいているのですが、残念ながら、余りにも忙し過ぎて、その打ち合わせができないと。かえって正直に言えばの話なのですが、逆に入っていていただくことが負担に感じるというようなことをおっしゃる先生もおります。きちっと打ち合わせ時間も含めて対応できるような制度が必要ではないかなというようなことで思っています。教員は遅くまで残っていますが、当然司書の方も部活動指導員もALTの方も時間の中で制約された仕事なので、打ち合わせの時間がとれないというのが事実だと思っています。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） この要旨のとおり、やはり80時間を超える残業の先生方が多いと書いてありますけれども、やはり残業が多い先生というのは、一部偏っていると思うのです。市内の学校なんか見ましても、受験生を持っていたり、部活動、忙しいところ持っているような先生、あとは学校の中で特別な役職を持っているような先生は、やはり極めて多いと思うのです。

そういった現実がある中で、この少人数学校を推進することが、先生方の負担を減らすということに直接的にどう結びつくのかというのが、ちょっとよくわからないので、その辺教えていただけますか。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 当然業務のさまざまな、例えばもうやっているところだと、6時以降は留守番電話にする

とか、そういう業務改善、IT化も含めて、そういう業務改善も必要だと思うのですけれども、とにかく35人以下プラス教育予算の増額ですので、子供たちの教育のためにたくさん教員が入れば、その分余裕ができますので、当然勤務時間というか、超勤時間は減るようになるということで思っております。人を入れないことには、今、学校は無理ではないかなというようなことで思っています。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） 現場は、そういう大変だということはよくわかるのですけれども、それにしても例えば請願の内容についても、例えば新たな少人数学級の拡充ということではなくて、例えば違う役職の先生を配置するような具体的な内容とか、そういうふうに書いたほうが、もっと伝わりやすいのではないかなと思うのですけれども、何か具体的なご意見というか、こういう役職の先生がいれば、学校の現場は、もうちょっと負担が減るといのがありましたら、聞かせていただけますか。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 1つは、文科省の今回の概算要求のほうでも出していますけれども、学習指導要領が変わりますので、小学校の教科の英語のためとか、なかなか小学校は理科の専門性が高い教科なので、難しいので、専科教員ということで、全国で2,200人の要望をしていたりとか、あと中学校では部活動の指導がちょっと大きな原因になっているのも現実ですので、部活動指導員の増員を予算化していたりとか、あとやはり細々とした仕事が多くて、スタッフ職ということで、会計を預かったり、あと何かあったときの入力をしたり、子供たちの前には教員免許状がないと立てないので、そういう部分でフォローしてくれる人をふやしてほしいとか、私たちの考え方を一定理解して、今、予算は要求している状況だということで考えています。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） 例えば事務専門の方とか、そういう方の増員でも効果ありということでよろしいのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 いろいろな議論があるのですが、効果あるのは確実だと思っています。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 皆さんが意見をおっしゃって、そのとおりでと思うのですけれども、毎年、毎年これは出されていて、今回は要旨のところ、教職員定数改善が最重要課題という形になっています。それなのに請願のところには、それは書かないで、少人数学級を推進するというふうになっているのですね。またかというほどの、同じような文書を今まで出されていて、そういう意見もこの委員会の中ではありました。やはり毎年、毎年現場は変わっているのですから、それに合った請願という形にされたほうがよかったのではないかなと思います。文書に対しての、えっ、またというイメージが、ちょっと今回強かったように思います。

少人数学級は、大体茨城県内ではできつつあるかなという考えはあります。私、高校のときに30人学級だったのですけれども、1学年15クラスあったのです。かえってよくなかったです。友達のできようがない。クラスではすごくまとまりますけれども、全然離れているクラスとは接点が全くなくて、何だか今に

なっては同級生が少ないという感じがあります。それは別として、やはり1クラス30人、中学校で35人は妥当な線ではないかと思えますし、これがまた時代に逆行するということはないと思えます。そういう意味では、請願は、これからは先生の働き方、そういうところを請願事項の中に入れていただいて、出してもらったほうが委員の皆様にはすっとんと落ちたかなというふうに思います。

ただ、趣旨としてはわかりますので、願意妥当という曖昧な言葉があるのですけれども、そういう意味では、私は、これは賛成させていただきますけれども、中身としては、毎年、毎年、何だ、またかという感じを受けないようしっかりした文書を出していただいたほうがいいかなと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） おはようございます。この請願なのですが、教育予算の拡充ということなので、私は子供たちの、例えば給食費やら、先ほどALT教育とおっしゃっていましたが、そういう子供たちの教育予算の拡充ということには全く異論はないのですが、よくよく内容を読ませていただきますと、どうも教育予算の拡充という言葉なのですが、どうやら教職員さんの問題提起といえますか、そういうことなので、私、あれっという感じなのです。

それで、わからないので、2点ほどちょっとお伺いしたいのですが、今教員定数で教職員の定数が足りないという、多分お考えだと思うのですが、ただ私の実感としては、かなりの勢いで少子化になっています。それで、今度学校の統廃合も見据えてくると思うのです。教育委員会によって、そのやり方は違うと思うのですが、我が市は9年義務教育というのですか、小中一貫で今進んでいまして、中学校が1つで小学校が3つ、しかし校長が4人もいるというような状況なのですね。そこへ来て、子供たちも減ってきていますから、果たして本当にこれは先ほど藤澤委員さんのほうから言われましたが、果たして本当に全体的に定数が本当に足りないのか、これからですよ、今後の話なのですが、足らなくなってくるのかなという疑問が1点なので、その辺ちょっとお伺いしたいのと、もう一点は、先ほどの質疑ともかぶるのですが、部活動ですか、それにとられる時間というのが多々あると思うのです。

そういった中で、外部指導員、コーチですね、外部の。その考え方、何かいまいち積極的ではないのかなというイメージがあるのですが、その辺の考え方、ちょっと2点教えていただきたいと思えます。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 学級減とか、統廃合との関連の話だったと思うのですが、実は文科省の予算でもそうなのですが、教職員定数の改善で、今回3,415人要求しています。ただ、教職員定数の自然減ということで、初めから自然減が3,000人いますので、現実的にはほとんどふえない形で定数増はできるということで、当然減になった分を入れなくて、人数だけふやしなさいという話ではないので、減になったら、減になっただけ、それは差っ引いて結構ですよと、定数増になったけれども、現実的には実質的な人数は減るということは当然あるのだろうなと思っています。そこまで今の人数をベースにして引き上げてくださいというようなお願いではないので、実質は減っていても定数増になっているということはあるということでございます。

あと、部活動に関しては、今まで法律の中で、なかなか部活の補助員という形だったので、練習は教員と一緒にできるけれども、大会の引率とか、できなかったのが現実ですし、なかなか教員と指導員の中の

強くしたいのと教育的配慮という部分も含めて、いろいろな摩擦もあったというのが現実でございます。ただ、これから法律が変わりまして、部活動指導員かな、という正式な、特別な地方公務員になりまして、引率もできるし、部活動だけをやっても問題ない制度になったので、これから徐々に、その部活動というものも変わってくるのではないかなと思います。

ただ、教員の中では非常に部活動をやりたいという思いを持っている教員もいますので、その辺のバランスは、どうするかというのはあるとは思いますが、私なんかもそうですけれども、そのスポーツに経験はないけれども、やらなくてはいけないというような、学校の都合でという部分は間々あるので、そんなときには、やはりけがも心配ですし、指導法も合っているか、合っていないかというところもございますので、そういうのはやはり専門的な方にしっかり教えていただいて、せっかくスポーツをやるのだったら、好きになってもらって、生涯スポーツを考えられるような部活動がいいのではないかなというような思いは持っているところでございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 1点目の話ですが、やはりプラス・マイナス・ゼロ、その考え方はわかるのですが、地域性があると思うのです。やはりTX沿線とか、都市部とか、やはり学校をもう1つつくらずにはいかぬというような地域では、確かにそういう子供たちがふえてしまっている場所もあるのだと思うのです。ただ、我が市に限っては、もう年々減ってきていると。そこへ来て校長が3人もいるような状況ですから、果たしてこの請願があれなのかなという疑問があるのです。

それと、先ほど言った部活の話ですが、先生の好き嫌いではなくて、これは労働時間の話をしている意見書ですから、あくまでも時間に限って言うと、私もせんだって研修してきたのですが、これからの教育はチーム学校というのですか、やはり外部指導員を積極的に入れて、また後援会ですね、PTA後援会も協力的になって、あと地域のお年寄りといいますか、当然学校の中に入ってもらって、そういうふうには教職員が足りない部分をカバーしていくのだという考え方なのだという講習を受けてきましたが、これはそれに逆行しているような、もっと職員さんだけふやせというような、逆行とは言いませんが、ちょっとずつとんと落ちないところがあるのですが、いかがでしょうか、私の意見。

○委員長（大嶋 茂君） 説明者。

○請願提出者 部活動に関しては、教員だけでやろうという話ではなくて、当然スタッフ職、部活動のために教員をふやせというような考えは全く持っていませんし、書いていないつもりではいるのですが、おっしゃるとおりだと思います。いろいろな方に入っていただいて、部活動に限らず、学校というのは、やはり開かれた学校で、みんなして教育していくというのが大きな流れだと思います。そのほうが子供たちのためになるのではないかなということで思っています。

最初の話に関しては、子供たちの人数に対しての教職員数ですので、確かに校長が現時点では3人いるという、ちょっと私もどういう状況で3人というのはわかりませんが、現実的には学校の形態によって義務教育学校だったら1人ですし、統廃合の前だったら3人で、別々の校舎にいて、最終的には1人になるというような法律で決まっていることですので、あくまでも子供たちの人数に対して、また学校数、

学級数に対して教職員がどれだけいるかというふうなことだと思っていますので、例えば子供たち200人いるところに今は5人しか法律では決まっていなくても、それを200人に対して6人にしてくださいとか、そういうようなお願いということで考えていただければわかりやすいのではないかなということだと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 最後にお願いではないのですが、我が市は議決表が全部市民に公表されるのです。それで、お願いといっちはあれですが、例えばの話、見出しで教育予算の拡充と言われてしまうと、やはりそれが見出しになってしまいますので、先ほど言ったように給食無料化だったり、子供たちの施設、教育環境の整備ということに関しては、私も全く異論ないのです。

ただ、文面が教職員の定数改善ということでありますので、そういった明確な見出しで請願をつけていただかないと、これは解釈によっては、本当に議決のしづらい請願名でありますので、今後やはりまさしく教職員の改善、いい悪いではなくて、そういうことの請願であれば、そういうふうな見出しの請願をつけていただければありがたいと思いますので、その辺はよろしくお願いします。答弁は結構です。

○委員長（大嶋 茂君） この件について時間もあれですから、質疑は終了したいと思います。

では、〇〇さん、退席、結構でございますので。

○請願提出者 どうも本日はありがとうございました。

〔請願提出者退席〕

○委員長（大嶋 茂君） それでは、これより採決いたします。

請願第4号「教育予算の拡充を求める請願」について、賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本件は採択と決定いたしました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）、お手元にお配りしてあろうかと思いますが、議員提出議案として提出することといたします。

その際、提出者を委員長の私と、賛成者をただいま賛成いただきました委員の皆様ということにいたしまして、意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいか、お諮りしたいと思います。大体請願と内容は同じですので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、その案を提出させていただきます。

次に、執行部の入室をお願いします。

（「委員長、これは回収は」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） それは終わってから回収します。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 休憩をとってしまう。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、時間的に、それでは5分から開始したいと思います。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、11時からにします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時59分

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔執行部入室〕

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと時間は早いのですが、続きまして9月6日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

それでは、審査を始めます。

まず初めに、保健福祉部。議案第75号「筑西市保健センター条例の一部改正について」審査願います。

それでは、若林保健予防課長、お願いします。

○保健予防課長（若林洋子君） 保健予防課、若林でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第75号「筑西市保健センター条例の一部改正について」ご説明いたします。

この改正条例は、関城保健センターの老朽化に伴い、当該保健センターの機能を関城支所の2階に移転するため、条例第2条の表中「筑西市関本中1078番地2」を「筑西市舟生1040番地」に改め、附則として、この条例を平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 議案質疑のときは大変失礼しました。この場でやらせていただくということで、質疑をしなかったのですが、何点か伺いたいと思います。

若林課長は頭が低くて、熱心でやっているのはよく承知しているので、余り突っ込まないので、ただどうしても地元、私も地元なものですから、この前もちょっと申し上げましたけれども、公共施設がその地域からなくなるというのは、大変心情的にはよくないというふうに思うわけであります。そういうことで、ある程度、この条例の変更を出すという現在、それに至るまでの経過ですね、地元への丁寧な説明をしてきたと思うのですけれども、その辺若干ご説明いただけますか、どういう経過があったのか。

○委員長（大嶋 茂君） 若林課長。

○保健予防課長（若林洋子君） 森委員さんのご質疑にお答えいたします。

関城保健センターにつきましては、老朽化に伴いまして、いろいろ行革だったりとか、それから関係す

る教育委員会だったり、関城支所とか、いろいろ話を積み重ねてきたところだったのですけれども、老朽化ということで、利用の際の安全とかのこともありまして、今回移転というところをちょっと検討させてもらいました。

移転につきましては、現施設を利用しております団体、地元の方、関係団体の代表の方には7月に伺いまして、説明させていただきまして、ご了承いただいているところではあるのですが、地元の皆様につきましては、これから必要に応じて丁寧な説明をさせていただいて、ご理解とご協力のほうをいただけるように進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 当然この条例案を出すということは、ある程度主立った人への説明というのはして、了解を得ているということなのでしょうけれども、そういう中で、やはり一番気にかかるのは、この前もちょっと申し上げましたけれども、借地があります。借地が駐車場なのか、建物にかかっているのか、ちょっと私はわからないのですけれども、例えば借地があるということで、当然あの建物は取り壊す予定があるのかなと思うのですけれども、取り壊すのですか。取り壊すとすれば、その時期というのは、いつごろの考え方でいるのか、教えてください。

○委員長（大嶋 茂君） 若林課長。

○保健予防課長（若林洋子君） 森委員さんのご質疑にお答えいたします。

建物につきましては、利活用するためには多額の費用が生じることから、保健センター条例の一部改正のご承認をいただきましてから、基本的には解体の方向で検討してまいりたいと考えております。時期等につきましては、これから調整等を進めながら進めていきたいと考えております。

それから、駐車場としての借地につきましては、議会でご承認いただきました後に借地の期間が今年度で満了することから、地権者の方に説明に伺いまして、調整のほうをしてまいりたいと思っております。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 借地権者には、まだ全然そういう話は行っていないのですか。3回しかなので、ちょっとその辺と、その借地権者には、この条例案が通った後ということなのでしょうけれども、話をされていましたが、全然話はしていないということですね。

それと、当然あの敷地には、今利用されていますよね、自治会のほうで。例えばごみステーションとか、あるいは建物を利用している団体等がありますよね。そういった人たちへの了解という言葉でさっき言葉を言っていましたけれども、そういった人たちへの説明がなされて、そして了解をとって、次善策はどういう次善策を考えているのかといったところを伺います。

○委員長（大嶋 茂君） 若林課長。

○保健予防課長（若林洋子君） 森委員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、現在関城保健センターのほうを使っている団体につきましては、施設を利用されている団体の皆さんがご不便にならないように関本公民館等類似施設のほうの紹介させていただきまして、そちらのほうを活用して利用できるように調整のほうを進めているところでございます。

（「了解済みなのですね」と呼ぶ者あり）

○保健予防課長（若林洋子君）（続）はい。

それから、ごみ集積所につきましては、当面現在の場所を使用していただきまして、敷地の利活用の方針に合わせて、今後また相談のほうをしてまいりたいということで進めてまいりたいと思っております。

それから、地権者の方につきましては、先ほどもお話しさせていただいたのですが、条例改正のほうの議案が通りましてからということ、まだ全然お話のほうはしていない状況ですので、今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

（「わかりました。丁寧に進めてくださいね」と呼ぶ者あり）

○保健予防課長（若林洋子君）（続）はい。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） それでは、質疑を終了いたします。

その前に、前もってまだ説明していないということですので、ぜひとも問題の起こらないように後の事務を進めるようお願い申し上げます。

それでは、これより議案第75号の採決をいたします。

議案第75号「筑西市保健センター条例の一部改正について」、賛成者の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第78号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち本委員会の所管について審査願います。

なお、議案第78号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査終了後、採決といたします。

初めに、保健予防課から説明を願います。

若林保健予防課長、お願いいたします。

○保健予防課長（若林洋子君） よろしくお願いいたします。議案第78号のうち保健予防課所管の補正予算についてご説明いたします。

16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健センター管理費、説明欄のあけの元気館修繕事業として548万7,000円の増額補正をお願いしているものでございます。これはあけの元気館施設設備で今回至急に修繕が必要な設備工事等の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健センター管理費、説明欄の関城保健センター移転改修事業として426万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、関城保健センターの老朽化に伴い、保健センター機能を関城支所2階に移転し、市民の利便性を図り、あわせて関城支所の有効活用に努めるために必要な物品等の経費の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） これも議案質疑に出させていただきます、取り下げた案件なのですけれども、課長、よろしくをお願いします。

関城支所の営繕事業ですね、これなのですけれども、保健センター機能を2階部分に持たせるということの説明されていましたが、当然今回部署は違いますけれども、総務企画委員会のほうで議論されたと思いますが、支所の改修ですか、支所の改修の説明のときにエレベーターの機械の取りかえ、あるいは空調設備の改修ですね、そういった提案のときに総務部長はおっしゃっていました。それは今回のこの保健センター移転の2階の改修と、いわゆる整合性といえましょうか、移転を前提にしている部分もあるのですか、支所の改修は。お伺いします。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 申しわけありません。総務部のことに絡んでくる案件なので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回保健センターの移転の補正予算と関城支所の営繕の予算の中で、今、森委員のほうからお話のありましたエレベーター等空調関係については、総務部から提案をさせていただいているものでございます。それはどういうものかということ、2階のフロアの個室の空調設備とエレベーターの改修が総務部の補正予算の中に入っております。これにつきましては、条例案、補正案を議決いただきました後に、来年4月の移転までに総務部と調整を進めながら、間に合うように対応を進めてまいりたいと考えているところでいたします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。関城支所ですけれども、たしか築30年ぐらいだと思います。そういう建物である中で、当然新耐震化基準というのですかね、それもクリアしている建物だというふうに思います。鉄筋コンクリートということで、当然耐用年数というのですかね、標準的に60年か65年はあるというふうに思います。そういう中で、あそこを保健センター機能も兼ねるということで、しっかりと支所の予算の中で、総務の予算の中で、あの施設を改修するということでもありますので、よかったというふうな思いでいるところでもありますけれども、その辺部長、今答弁ありましたけれども、その辺はしっかりと予算執行ですので、予算に上げている問題でありますので、今回、総務部のほうへしっかりとその執行についてはお願いしたい、このように思うのですが、いかがですか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） そのように総務のほうに調整し、また要請してまいりたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員、最後です。

○委員（森 正雄君） そういう中で、今回保健センター改修事業という中でお伺いしたいのですが、備品購入です。備品購入費275万3,000円ですか、これは上がっていますけれども、あそこ2階をパーティションでというような話もちよっと伺っているのですが、そういうものとは、また違うものですか、お伺い

します。

○委員長（大嶋 茂君） 若林課長。

○保健予防課長（若林洋子君） 森委員さんのご質疑にお答えいたします。

備品購入の内訳につきましては、2階の部分の移動式パーティションや椅子等でございますが、2階の部分は、ちくせいロケーションサービスでも使うということで、移動式のパーティションを備品で購入する予定です。また、現在文化財の資料が、あそこに入っているもので、移転に伴う文化財資料を保管するための中軽量ラック等を含めて275万3,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。機能を支所に移すということでもありますので、建物を1つなくして、あの地域からなくして、あそこを有効活用していくという、そういうことでもありますので、しっかり担当部としても、その意図といいましようか、そういったところを、思いを持って進めていただきたい。あの地域の大切な保健センターがなくなるわけですから、その辺はしっかり進めていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（大嶋 茂君） それとあけの元気館はよろしいのですか。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 17ページのあけの元気館修繕事業について、ちょっと関連質疑なのですが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） はい。

○委員（田中隆徳君） 委員長のほうから関連質疑を認めていただきましたので、ちょっと関連になってしまうのですが、この指定管理事業者の実績、ありがとうございました。これは表を出していただきまして、ありがとうございました。

この指定管理するときに、結論から言いますと、私反対したのですが、前任者の部長か、前々任者の部長かは忘れたのですが、この明野デイサービスセンターやすらぎが指定管理になることによって……

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと待って。違う。

（「デイサービスは、また別ですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと違いますね。

では、田中委員。

○委員（田中隆徳君） これは施設管理ですよ。なので、関連でちょっと。

○委員長（大嶋 茂君） では、部長、誰が答えるのだ。

○委員（田中隆徳君） 関連で、ではいいです。まとめてやります。では、デイサービスのときに。

（「高齢福祉課」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、高齢福祉課。

○委員（田中隆徳君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） では、高齢福祉課になったら。

○委員（田中隆徳君） はい。

○委員長（大嶋 茂君） ほかになければ質疑を終結いたします。

では次に、赤城医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（赤城俊子君） よろしく願いいたします。医療保険課、赤城でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○医療保険課長（赤城俊子君） 議案第78号のうち医療保険課所管分の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金1億9,251万9,000円のうち説明欄の2、後期高齢者医療特別会計繰入金2,206万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは平成28年度後期高齢者医療特別会計の決算に伴う繰越金を一般会計に繰り入れるものでございます。詳細につきましては、議案第80号でご説明いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

次に、國府田社会福祉課長、お願いいたします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 社会福祉課長、國府田と申します。よろしくお願い致します。

議案第78号のうち社会福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。14ページ、15ページをごらんください。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄、社会福祉施設維持事業として2,570万5,000円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、筑西市総合福祉センターの冷暖房空調設備の一部、室外に設置されています冷温水発生機の交換工事と工事設計委託料でございます。器具の不調から検査を行ったところ、冷温水発生機の抽気用バルブ配管に腐食による穴が発見され、応急措置を行ったものの、早急に器具の交換が必要となったためでございます。

次に、16、17ページをごらんください。款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費、説明欄、電算システム改修委託料として77万8,000円の増額補正です。内容につきましては、社会保障制度の本格運用開始に伴う国及び他関係機関との情報連携を図るため、生活保護システムのセキュリティ強化のための改修を図るものでございます。

また、他市との登録データの調査等の情報連携により発生する事象に対応するための生活保護システムの運用サポートの委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願い致します。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

次に、児玉こども課長、お願いします。

○こども課長（児玉祐子君） こども課の児玉でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○こども課長（児玉祐子君） 議案第78号のうちこども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金といたしまして80万4,000円、同様に款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金といたしまして80万4,000円、それぞれ子ども・子育て支援交付金について増額補正をお願いするものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入といたしまして、3,000円の雇用保険掛金受入金について増額補正をお願いするものでございます。これは子育て支援コンシェルジュ事業で雇用予定の子育て支援専門員の雇用保険掛金の個人負担分でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄の児童福祉施設維持事業に348万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは協和保育所等の敷地の測量及び不動産鑑定を実施するためのものでございます。

同じく説明欄、スピカビル子育て支援施設管理運営事業110万円の増額補正をお願いするものでございます。これは寄附金を財源といたしまして、キッズコーナー「ちっくんひろば」に子供への利用可能なAED、自動体外式除細動器を設置するとともに、絵本や本棚を整備いたしまして、施設環境の充実を図るためのものでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。続いて説明欄の子育て支援コンシェルジュ事業に241万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは子育て支援の専門員をこども課窓口に配置いたしまして、子供及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行い、必要に応じて相談や助言等を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず、子育て支援コンシェルジュについてなのですが、その事業の内容というのは、大体説明はありましたけれども、施設の円滑な利用という説明が主なものなのかなというふうに思うのですが、相談する側としてみれば、いろいろな相談があるかもしれないわけですよね、生活問題から、どこに入所しようとかといった、さまざまな全般の子育てに関する相談を引き受けてくれるという意味で理解していいのかなのです。いろいろな相談員みたいな、あと相談施設はあるけれども、それとの兼ね合いではどうなのかというのをお願いします。

それから、協和保育所の件なのですが、これは本会議でも質問しましたけれども、もう少し詳しく教えてもらえればと思うのですが、まず待機児童が5人いると。いわゆる隠れ待機児童としては90人と、そういうふうに理解していいのかなと思うのですが、この協和保育所の場所に認定こども園という形になった場合に、定員をふやすことができるわけなのですが、その地域は協和ということになるわけですね。

入所できない家庭というのは市内あちこちに散らばっているだろうと思うのです。そういったときに、そういう地域的な解消という点ではどうなのだろうか、という方法で解消しようとするのかなというところをひとつお願いします。

それから、土地鑑定とかにかかわって、これを実行段階に今なっているわけですが、市長の決裁というのが5月という答えだったですね。基本方針というのは、類似な施設は集約しようというのが基本方針。それを受けて検討したのだろうと思うのですが、その市長決裁までに、私は非常にスピードが早いなというふうに思うのです。確かに総合センターのところは、未利用地となっていて解決、何か考えなくてはならないということはあるのですが、そこで幼稚園との兼ね合いも考えた上での認定こども園というところに持っていくのに、その検討過程がいまいち基本方針から市長決裁までの間のプロセスというのが、よく見えないところがあるのです。何でかという、関係者への説明だとか、あと地元の住民への説明だとかというものの兼ね合いのことなのです。その辺を経過で教えていただければというふうに思います。

もう1つあったような気がしたのですが、それをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

まず1点目は、子育て支援コンシェルジュ事業のことなのですが、委員さんおっしゃいますとおり、もちろん施設に有効的にお入りいただくためにお母様方、お父様方のご相談に応じさせていただくというのがメインでございます。ただ、相談の過程でいろいろなご質問が出てくる可能性は十分に考えられることではないかなというふうに思います。ただ、コンシェルジュ1人にそれを背負わせるということは難しいかと思しますので、必要に応じて、もちろんこども課の職員がフォローしたりとか、必要によっては他の課の職員に応援を求めるなど、その辺の調整は私どもでさせていただきたいというふうに考えております。

2点目の協和保育所の5人待機、協和保育所というよりは市全体として5人待機、90人が潜在的待機ということで、これが定員増にはなるけれども、地域的な解消にはどうかというご質問だったかと思いますが、現在保育の利用については、協和にお住まいだから必ずしも協和にということだけではなく、お勤め先が協和であったりしますと、当然協和地区をご希望なさるというケースも多うございます。できる場所は協和でございますけれども、これが地域的な解消に逆にならないということにはならないのではないかなとは期待を持っているところでございます。

3番目のスピードが早いのではないかとございまして、全協のときにもご説明申し上げたとおり、今始まりまして、実は認定こども園がスタートできますのは、平成32年4月ということをご想定してございます。これに向けて、これが少しでもずれていくと、後手後手になりますと、このときにはもうスタートできないということになってまいります。逆算した結果、こういうような形で間に合わせたいという職員の鋭意努力の結果であるというふうにご理解いただけると大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） コンシェルジュのほうですけれども、いろいろなところと受け付けといたしますか、最初の相談とか受けるのはコンシェルジュというふうに理解していいのでしょうか。

あと、子育て支援センターだとか、いろいろなところに相談してもコンシェルジュのところに行くと、そういったような理解で受け付けの集約という考えでいいのかどうか。当然1人で全部わかるわけではないので、割り振りをしたりということになるのだらうと思うのですけれども、要するにコンシェルジュに相談すれば、欲を言えば子育ての全てが、何とか相談に乗ってくれて解決の手だてを教えてくれると、これが一番相談する側の保護者にとってはいいわけですけれども、たらい回しされるよりも。そういうふうな仕組みを狙っているということでもいいのかどうか。

それであと、協和保育所のほうですけれども、一生懸命やっているというのはわかりました。平成32年度にスタートするのだということで、では平成32年度にスタートする理由というのは、どういうことなのだろうかな。確かに幼稚園の老朽化とか、そういうのもありますけれども、そっちのほうは、すぐにではないといったような説明もありましたけれども、その辺はどういう手順でやっていくのかな。それから、何といても、さっき言いましたけれども、保護者だとか、いろいろな人に大きな変化があって、例えば認定こども園なる民間だということになってくると、保護者の負担はどうなるのだろうか。民間だと、いろいろな教育内容といたしますか、ありますよね、園の特徴を出すために。それによってもいろいろな違いがあるだろうし、いい面、悪い面というところがあるだろうし、保護者負担というのも変わってくるのではないかなという、そういう心配は当然頭に出てくると思うのです。そういったときに市からの説明で納得してもらってはいなくてはならないと。そういったところのプロセスはどうなのかなというところが一番大きいポイントだと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

以上の点でお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答え申し上げます。

まず、1点目の子育て支援コンシェルジュが受け付け的な役割をしてくれるのかということですが、まずはそうなります。委員さんおっしゃいますとおり、このコンシェルジュが全て網羅できれば一番いいのですけれども、なかなかそういうふうには最初からはいかないと思いますので、これは当然こども課でバックアップしつつ、育てつつ、必要があれば拡充も考えながら対応させていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、2番目、協和保育所、平成32年にスタートする理由ということでございますけれども、今、委員さんもおっしゃいましたとおり待機児童が5名、潜在的な待機児童は90名おります。早く設置してあげないと、せっかく設置しても何年か後には、もしかしたら保育需要が落ちてしまうかもしれません。今足りないので、ぜひできるだけ早くつくってあげたいというのが職員の本意でございます。それには当然地元の方のご要望なりということもございましてけれども、今足りないので、今から始めても、実は平成32年4月にしか受け入れができないという状況でございますので、その辺のところをご理解いただければというふうに考えております。

3番目です。民間になったことで、負担の心配ということでございますけれども、過日8月4日に保護者の方には第1回目の説明をさせていただいたところでございますが、まずは何もまだ決まっていない状況での大枠の本当に大ざっぱな説明でございましたので、今後何か不安があることは、どうぞ園長先生なり、こども課が敷居が高ければ、まずは園長先生なり先生なりということで、ご意見をいただきたいよということをお話ししてまいりました。当然負担のことが頭にあるかと思えますけれども、逆に特徴ある保育・教育を望む声というのも否定できない部分ではございます。それにあわせて、でも負担がかかるのは嫌だという思いがあるのも確かではないかというふうに思っております。これについても、今後業者を選定するに当たっては、どういう条件づけをするかということ、やはり私どもが考えることでございますので、これは保護者の皆様方に極力負担のかからない特徴ある保育をお願いするというようなことで、今後検討していきたいなというふうに考えているところでございます。当然保護者の方に説明が必要なとき、ご要望いただいたときには、どんどん説明に出ていって、ご理解をいただけるような方策を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） コンシェルジュのほうですけれども、ちょっとイメージが、コンシェルジュが入ることによって、今までとどこが違うのだろうかというところが、いまいち見えないところなのですけれども、今までどおりこども課の窓口相談するのとどこが違うのだろうか。例えばマン・ツー・マンでいろいろお世話をするだとか、その辺のところはちょっと見えないので、確かに国の制度としてお金も出るしで利用しない手はないのですけれども、いまいちその辺の相談者に非常に利便性が高まるといったところをもう一度よく説明していただきたいと思います。保護者側にしてみれば、生活問題から子育て問題まで全部ひっくるめて、いろいろ悩むわけですよ。

ですから、相談する場所というか、内容、受けとめてくれる側に要求したいのは、そういうことを全部やりますよという窓口が欲しいわけですよ。窓口だけではなくて、その後のフォローもきちんとできるというところが欲しいわけで、進んでいるところでは既にそういうこともやっているようなので、筑西市もそこへ近づこうとしているのかなと、このコンシェルジュのとき思ったのですが、その辺どうなのでしょうかということをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 本当にこれからスタートするところではございますけれども、ぜひコンシェルジュが引き受けて、保護者の方の心配なことに対応してくれるような、そういうふうになっていけるといいなというふうにももちろん考えております。ただ、最初1人配置ということでもございますし、こども課の窓口ですので、なかなか全部のということは、一手にとすることは難しいのかもしれませんが、それを育てながら、こども課としてもサポートしながら、あとは必要に応じては施設のほうにも出ていって情報収集をしながらということで、コンシェルジュには期待を寄せているところでございます。

いかんせん、こども課の職員の今までの対応とは何が違うかと言われると、本当につらいところなのですけれども、今までも親切丁寧に、本当に相談者の保護者の皆様方の立場に立ってということは、もちろ

ん寄り添ってまいりましたところですので、ただやはりこども課の仕事は、ほかにもいろいろなことがございますので、間口が広い部署でございます。それを専任で、この1人を置けるということでの私の期待というのは大きいところをご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

（「ちょっとさっき漏れたのが1点あるのですが、委員長にすばっと押し切られてしまった」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 追加ではないですが、協和保育所の件なのですが、認定こども園にしていくということで、今しているわけですけれども、その民間に譲渡して認定こども園にするというところには、単に譲渡したから、あとは民間の責任だということにはならないと思うのですね、今までの経過から考えても。とすると、今後のことですけれども、受ける事業者への監督といいますか、いろいろな移行期の問題もあるだろうし、それから安定してからもチェック体制が必要なのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） ただ、事業者の選定の段階でやっていただくのは認定こども園なので、認定こども園のノウハウをある程度知っていて、実績のあるところもちろん、あとは地元ということも兼ね合いながら考えていきたいというふうにもひとつ考えております。もちろん、移譲してからも私どもその新しいところだけに限らず、筑西市全体の保育施設の管理監督は担っておりますので、当然お使いいただくお子様たち、保護者の皆様たちのためにならないような施設であっては困りますので、当然そちらのほうは指導してまいりたいと思っております。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 児童施設、協和保育所のことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

先ほどの質疑で、私も全協で聞いておりますが、認定こども園、親御さんにとってみれば、メリットばかりとは言いませんが、大変いいことだと思います。今まで別々にありましたので、1カ所で、一貫して、今度は小学校に行けるということは大変ありがたいことだと私も認識しております。

そこで、ちょっとお伺いしたいのは、今交付金やら、補修であれば補助金やらということでは来ていると思うのですが、財源で、行財政改革の一環だということで、それもあるのだと思うのです。そういう中で、民間移譲したときに、これは市にとってですよ、市にとってどのぐらいの支出があって、どのぐらいのメリットといいますか、財源で、数字でちょっとお伺いしたいと思うのですが、お願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） まず、財源では、施設整備の部分と、それから運営費の部分と2つあるのではないかなと考えております。施設整備につきまして、この幼保連携型の認定こども園を、例えば総事業費3億円として市が建てますと、どこからも何のお金も出ないので、全部市費で賄うということになります。ところが、これを民間さんをお願いいたしまして、建てていただくということになりますと、これは認定こども園ですので、保育所のほうの整備交付金と認定こども園施設整備交付金と2通りの交付金が

いただけるということで、国交付金がざっくり1億7,000万円強になります。そうすると、市の持ち出し分は3,500万円強になるというふうに試算しております。残りは事業者さんの負担ということになります、先ほどの整備事業ですね。

それから、運営費のほうになりますけれども、これはわかりやすく今の協和保育所で見えますと、公立ですので、保育料として収納する部分以外は、全て市の持ち出しということになりますので、現状で大体9,300万円ほど市で持ち出してあります、協和保育所1カ所ですね。ところが、これが民間事業所さんをお願いするということになりますと、認定こども園ですので、これは収納は園がやるということになりますので、全て保育料のほうは園に入ります。それ以外の給付費のほうを国、県、市で負担いたしますので、市の負担金と単独持ち出し分合わせましても3,800万円ぐらいというふうな試算をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） わかりました。今お聞きすると、確かに市のメリットがあるようには聞こえるのですが、ただこれは多分認定こども園にすると、6月に条例改正して、それも民間移譲だとしますね。同時に協和幼稚園は公立で、今、先生も職員さんかと思うのですが、その辺の今試算が入っていない。それで、認定こども園にすると、多分恐らく一貫でできるのが、先ほど一番最初に言いましたが、便利なので、みんなそちらに移ると思います。そうなったときに、どこかの小学校ではないですが、5人や6人の子供たちが協和保育所ではなく幼稚園のほうに5人残ったとしても、それは運営していかなくてはなりませんよね。そうしますと、あそこは借地です。協和幼稚園ですね。その議論が飛んでいるのですが、当然考え方としては、協和保育所を民間移譲するときには、同時にですよ、同時に協和幼稚園の廃止といたしますか、それを当然一緒に行わないと、恐らく行財政改革の一環だとはいっても、逆にマイナスになるぐらいのあれだと思うのです。その辺のお考えはいかがなものなのか。

それと、きょう教育委員会から部長さんがいらっしゃっていますので、答弁をいただければいいと思うのですが、幼稚園のほうは多分教育委員会管轄だと思うのですが、その辺のすり合わせ、例えば保育所で説明しているとはいっても、幼稚園のほうに、果たしてそういう流れですり合わせを教育委員会としているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） これを出すに当たりましては、大もとのところ、今、議員さんおっしゃいましたように幼稚園については所管が教育委員会さんでございますので、教育委員会の学務課と、こういうふうに持っていきたいというような私どものお話もさせていただき、すり合わせのほうも今後密にしていかななくてはならないなというふうには考えているところでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 柴教育部長。

○教育部長（柴 武司君） それでは、公立の幼稚園につきましては、教育委員会部局ということで、私のほうから協和幼稚園の今後のあり方ということで、お答えをさせていただきます。

協和保育所が民間移譲というような流れで今進んでおりますが、協和幼稚園については、平成32年4月

には、今のところ廃止ということではなくて、協和幼稚園については、今現在の考え方としては存続をさせていたいただきたいと思います。ただ、民間での認定型こども園、当然幼稚園分が創設されまして、その定員が、その民間の施設の中で幼稚園部門何人と利用定員が決まると思いますので、そのときの幼稚園の需要が認定こども園で拾えなかった分、それがどのくらいあるのか。協和幼稚園に入園したいという方がどのくらいいるのかというようなことを把握して、当然協和幼稚園に委員さんおっしゃいますように5人とか、6人とか、民間の認定こども園のほうに流れていった場合には、しかるべき時期に保護者と相談をさせていただいて、協和幼稚園をどうするのか、民間の認定こども園にお願いするのか、このまま協和幼稚園を存続させるのか、その時期に検討していきたいと思いますが、今の時点では、協和幼稚園については残していきたいと、今の時点ではですね、残していく考えでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。3回目ね。

○委員（田中隆徳君） これで結構です。今はありがとうございます。教育委員会の方針をお聞きしましたが、これだとすれば、多分行財政改革には全くならないのだろうと思います。きょうは明確な数字は結構でございます。きょうは関連質疑ですので、結構ですが、これは同時廃止でないと、6月に条例改正といっても、私はちょっとどうなのだろうという考えであります。しかも、一番の不安は、やはり稲川議員からもありましたが、保育所を民間に移譲して、それで例えば平成32年4月なんて言っていますけれども、どんどん少子化になってきて、恐らくこの保育所の事業者さんが、当然これは民間ですので、これだとちょっと幼稚園があるなといったらなおさらですよ。手放さざるを得ないような事態になったときに、もうもとは戻らないですよ、公立にきつと。だから、その辺のリスク管理といいますか、考えていらっしゃると思うのですが、その辺の見解だけ最後お伺いして質疑はやめます。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

委員さんご心配なおおり、実は出生率は今のところ下がりつつありまして、昨年も680名ということでございましたけれども、もっと実は、私どもとしては、出生率が下がるので、出生数がですね、数が、母体下がるので、保育需要はもっと落ち込むのかなというふうに思っておりましたけれども、実は昨年ものことも保育需要は伸びている状況でございます、これが例えばあと2年7カ月たったとしても、そんなに急には、もしかしたら落ち込まないのかなというふうな予測を今しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ちょっとまだ一般会計はあるので、時間がちょっと経過しておりますので、暫時休憩したいと思います。

質疑は、これで終わります。次は植木課長からですので、開始時間1時からお願いいたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、植木障がい福祉課長、お願いします。

○障がい福祉課長（植木克則君） 障がい福祉課、植木でございます。よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 座って。

○障がい福祉課長（植木克則君） 座って説明させていただきます。

それでは、議案第78号のうち障がい福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

歳出でございます。14、15ページをお開き願います。款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 身体障害者知的障害福祉費、説明欄、身障・知障一般事務費、需用費99万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、ヘルプカード及びヘルプマークの作成費用でございます。ヘルプカード及びヘルプマークは、障害や難病などを抱えた人が、災害時や日常生活の中で困ったときに、このカードやマークを提示するなど知らせることにより、周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのものでございます。

また、ヘルプマークにつきましては、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのマークでございます。対象者は、身体、知的、精神の3障害の方及び難病をお持ちの方の希望者に対しまして配布を予定してございます。ちなみにこのヘルプカード、ヘルプマークの作成数は、ともに2,500枚でございます。

急ではございますが、お手元に取手市の見本のカード及び栃木市でつくりましたチラシですか、そちらを用意してございます。見ていただければわかると思っておりますけれども、ヘルプマークは、このマークを掲げて障害とか、ハンディがあるのだよというような、皆さんに周知をさせるためのもの、カードにつきましては、言葉が不自由な方などが、そこに緊急の連絡先や病名など記載して緊急、倒れたときなど緊急搬送で、開けば、そこにいろいろな情報が載せてあるというふうなことでございます。このチラシを見ますと、一目瞭然で、対比でわかるかと思っております。今回カード、マークを併用することで、より効果を発揮することを期待しまして、今回の作成に当たってございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） ありがとうございます。このカードで、ケースというのは一緒に配るのですか。済みません、まず1点。ケースを配るのと、今言った2,500枚というか、2つで5,000枚ぐらいになるのですか。その辺のところをよろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 真次委員さんの質疑にお答えします。

こちらに見本がございます。こういうふうなケースをつくりまして、これがマークなのですけれども、このマークとカードを一体化させて、つり下げできるようにマークとカードを一体化させて、つり下げできるように、それをつくってございます。俺はマークは要らないよということになれば、このマークだけ

は外して、このケースに入れて、このとめ金も用意してございますので、そういう形で携帯できるような配慮をしてございます。

また、数ですが、これは一緒にカードも2,500枚、マークも2,500枚ということでございます。2,500セットというようなことでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） この前、6月に聞いたときに、こういう障害的な人の数というか、5,000人ぐらいいると聞いたのだけれども、これで大丈夫なのですか、数的には。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 真次委員さんのご質問なのですが、6月の一般質問のときに数をお答えしたと思うのですが、対象者が障害者、身体の方が3,268人、知的が、療育手帳ですね、知能指数の低い方の知的障害の方が720人、精神障害、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が449人です。難病の指定を受けている方が832人、合計2,269人なのですが、全員の数を予定すればいいわけなのですが、その中でも内部障害の方が1,077人、聴覚、音声言語が300人、難病が832人で、合計2,100人が難病とか、聴覚とか、内部の方が全員でも2,100人なので、それプラス400というような形で、半数の2,500を今回準備をしてございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） お疲れさまです。とてもすばらしいもので、効果も期待されると思うのですが、これは後ろ側のお願いしたいことですか、こういったものは、このとおりなのですか、もしも見直すとか、何かあったら教えてください。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 委員さんのご質問にお答えします。

あくまでもお手元に配付したものは、取手市を見本として、わかりやすく置かせていただきました。この文言につきましては、こちらで今検討して、筑西市に合った文言、もしそこに足りないものがあれば、加味したり、それはこちらで検討材料ということで、今これからやっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

では次に、井川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（井川千恵子君） 高齢福祉課、井川です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願ひます。

○高齢福祉課長（井川千恵子君） 議案第78号のうち高齢福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願ひます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款19繰入金、項1

目1節1特別会計繰入金1億9,251万9,000円のうち説明欄3、介護保険特別会計繰入金1億6,522万9,000円につきましては、平成28年度の事業の決算が確定したことに伴う介護給付費等の精算分でありませ

す。
同じく説明欄の4、介護サービス事業特別会計繰入金522万6,000円につきましても平成28年度の事業の決算が確定したことに伴う介護サービス事業の精算分で、それぞれ一般会計に繰り入れをさせていただ

きまして、平成28年度の事業の決算が確定したことに伴う介護サービス事業の精算分で、それぞれ一般会計に繰り入れをさせていただ
きまして、介護保険制度による低所得者の保険料軽減に伴う公費負担分について介護保険特別会計に繰り出すものでござ

います。
次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節28繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金1,500万2,000円の増額補正につ

きましては、介護保険制度による低所得者の保険料軽減に伴う公費負担分について介護保険特別会計に繰り出すものでござ

います。
以上でございます。よろしくお願

いいたします。
○委員長(大嶋 茂君) 質疑願

います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大嶋 茂君) 質疑を終結いた

します。
次に、宮田介護保険課長。

○介護保険課長(宮田勝人君) 介護保険課、宮田でございます。どうぞよろしくお願

いします。
○委員長(大嶋 茂君) では、説明願

います。
○介護保険課長(宮田勝人君) それでは、議案第78号のうち介護保険課所管の補正予算についてご説明

申し上げます。
10ページ、11ページをお開き願

います。2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄の42、介護保険料低所得者軽減負担金750万1,000円及び款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄の33、介護保険料低所得者軽減負担金375万円の増額補正をお願いするものでござ

います。この増額補正につきましては、介護保険制度の改正により、低所得者の介護保険料軽減に伴う国及び県の公費負担分によるものでござ

います。
以上でございます。よろしくお願

いします。
○委員長(大嶋 茂君) 質疑を願

います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大嶋 茂君) 質疑を終結いた

します。
次に、議案第79号「平成29年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について審査願

います。
それでは、医療保険課から説明をお願いいたします。

赤城医療保険課長。
○医療保険課長(赤城俊子君) よろしくお願

いいたします。
○委員長(大嶋 茂君) では、説明願

○医療保険課長（赤城俊子君） 議案第79号につきましてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。2、歳入でございます。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節2特別調整交付金538万6,000円の増額補正でございます。これは生活習慣予防対策支援分としての国保ヘルスアップ事業について538万6,000円の増額補正をお願いするものです。詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

同じく款3国庫支出金、項2国庫補助金、目8節1国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金249万4,000円の増額補正でございます。これは平成30年度から施行予定の国民健康保険制度改正に伴う国保資格システム改修事業について増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款11項1繰越金、目2節1その他繰越金19万3,000円の増額補正でございます。これは今回の補正予算に伴う財源調整のために増額補正するものでございます。

続きまして、款12諸収入、項4目7節1雑入7,000円でございます。これは臨時職員の雇用保険掛金の受入金でございます。

次に、12ページ、13ページをごらんください。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄上段の国保総務一般事務費として総額186万2,000円の増額補正でございます。これは臨時職員の雇用に伴う経費の増額補正をお願いするものです。

同じく節13委託料、説明欄下段の住民情報システム（国民健康保険資格）改修経費83万2,000円の増額補正でございます。これは住民情報システムのうちの国民健康保険資格改修経費委託料で、平成30年度から国民健康保険制度改正に伴う被保険者証の様式変更と都道府県単位で高額療養費の多数回該当を判定するために必要なデータを抽出するため、市のシステム改修に係る委託料でございます。

続きまして、款8保健事業費、項1目1特定健康診査等事業費、説明欄の特定健康診査等受診促進事業として総額538万6,000円の増額補正でございます。これは特定健康診査等の未受診者対策の促進及び筑西市国民健康保険データヘルス計画を策定するものでございます。事業費の10分の10が交付されます。内容といたしまして、国民健康保険の保健事業で特定健康診査未受診者の方に受診を促す通知書作成委託料と郵送料及び平成27年度に筑西市国民健康保険データヘルス計画を作成いたしておりますが、計画期間が平成29年度で終了に伴う第2期筑西市国民健康保険データヘルス計画の策定のための委託料でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今回の臨時職員は何のために雇用するのかというのを願います。

それから、国保が県単位化になることでのシステム改修ですけれども、保険証が変わるからというので、要するに印刷のことを言っているのか、あるいはもっと違う面があるのか、その辺の説明をお願いします。

それから、このシステムの中で、県単位で、要するに受診した回数だとか、いわゆるレセプト的な、抽出したり、チェックしたりするという意味に使うと、こういう意味なのでしょうか。そこをお願いします。

それから、下の段の特定健診のほうですけれども、未受診者への通知の経費ということで、10分の10が出るということですが、これは予算をオーバーしたという意味なのですか、それとも新たなといい

ますか、そういう補助になるのかどうなのかという点をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） お答えいたします。

臨時職員の雇用の件につきましては、既に雇用している臨時職員に係る経費を一般会計から国保特別会計に組み替えるものでございます。

2つ目のシステム改修費につきましては、まず住民情報システムの改修に伴いますが、これは現在被保険者の方に発行している保険証、こちらとは別に高齢受給者証というものをお渡ししているのですが、これが8月から、被保険者証は4月から、高齢受給者証は8月からということで、現在は運用しておりますが、平成30年度になりますと、今度はその保険証のほうにあわせて高齢受給者証の資格のほうも記載するというので、被保険者証と高齢受給者証を一体化した1枚の被保険者証になるということでございます。

3番目の県単位は何かということですが、こちらは申告の制度が変わることによりまして、国保運営の責任主体が都道府県になってまいります。それに伴いまして、今までですと、高額療養費につきましては、各加入していた市町村で、過去12カ月の中で4回目以上に該当してまいりますと、高額限度額のほうが少し安くなるという制度がありますが、それが今度茨城県内での移動の場合には、その県内での市町村をまたいでも該当になってくるという制度のためのシステム改修でございます。

4番目の質疑の特定健診事業につきましては、これは平成29年度、新たに始める事業でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） わかりました。特定健診のほうだけ伺いますけれども、未受診者に、要するに受診してくださいという再通知という意味ですよね。それは今までもやっていたのではないかなと思うのですが、それとの違いというのはどういうことなのか、をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） 今までも送付はいたしておりました。ただ、今年度につきましては、国の補助金の対象になったということです。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） わかりました。最後に、そうすると大変結構なことなのですが、今後ずっとそういう制度になるということなのでしょうか。今年度ぽっきりなのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） 今のところは、単年度だというふうに認識はしております。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第79号の採決をいたします。

議案第79号「平成29年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第80号「平成29年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について審査願います。

赤城医療保険課、説明をお願いします。

○医療保険課長（赤城俊子君） よろしく願いいたします。議案第80号についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。2、歳入でございます。款4項1目1繰越金、節1前年度繰越金2,206万4,000円の増額補正でございます。これは平成28年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い繰出金が確定したことから補正をお願いするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金2,206万4,000円の増額補正でございますが、ただいま歳入でご説明いたしました前年度繰越金を一般会計に繰り出すための増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第80号の採決をいたします。

議案第80号「平成29年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第82号「平成29年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について審査願います。

それでは、地域包括支援センターから説明をお願いします。

岡本地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） 地域包括支援センター、岡本です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第82号のうち地域包括支援センター所管分の補正予算についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。第2表、地域包括支援センターの債務負担行為についてご説明いたします。平成30年度、下館エリアの西部・北部地区に新たに地域包括支援センターを設置するに当たりまして、民間事業所に委託するための委託費をお願いするものです。期間は平成30年度、委託限度額は2,200万円でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。12、13ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金、節1地域支援事業支援交付金136万2,000円につきまして、増額補正をお願いするものです。これにつきまして

しては、平成28年度地域支援事業費の確定に伴いまして、精算の結果、交付金の法定負担分に不足が生じたため、追加交付されるものであります。

以上でございます。よろしくご審議ください。お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 資料をつくっていただいて、ありがとうございます。よくわかります。

まず、基本的なところなのですけれども、今回下館西部・北部地区地域包括支援センターを新しくつくるという意味ですね、基本的な理由、それをお願いしたいと思います。

それからあと、この実績の部分ですね、一番下の実績の部分を見ると、下館部分の地域包括支援センターで総合相談というのは、まごころのほうに比べて若干少なく、あと介護支援専門員の相談件数では1,000件以上と、ケアプランも多いというところで、その業務量ですね、今の人員で業務量としてはどの程度なのかなど。つまり、簡単に言えば、今のままでは忙しいとか、手が回らないとか、そういう程度としてはどうなのかというのを伺います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本課長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） お答えいたします。

まず1つ目、今回なぜ西部・北部地区に地域包括支援センターを設置するのかということでございます。地域包括支援センターは、国の構想では、基本的には中学校区に1つあったほうが望ましいというふうにはされております。現実的に筑西市内では、今直営の地域包括支援センターが1カ所、それから関城、明野、協和地区を社会福祉協議会に委託して、そこに1カ所、合計2カ所の地域包括支援センターで行っているところでございます。増加していきます高齢者、それに対しての問題解決に当たりますには、やはり地域包括支援センターの存在というのは非常に重要だと考えております。できることなら、できるだけ地域包括支援センターのほうもふやしていきたいというふうに考えてはおりますけれども、現在のところ、明野地区に1カ所、それから市役所内に1カ所ございますことから、西部・北部地区にももう一カ所、地域包括支援センターを設置したいという考えでおります。

2つ目ですけれども、実績についてということですが、こちらのほうですが、実績といたしましては、それぞればらつきがあるかと思えます。総合相談の件数については、まごころのほう若干多く、そのほか介護予防ケアプランとか、介護支援相談員の相談件数につきましても、やはりそれぞれのエリアの問題もございまして、旧3町地区に関しましては、やはり居宅介護支援事業所なども少なく、相談するところが、まごころという地域包括支援センターにとっても相談しやすい状況にあるというふうに考えます。それから、介護支援専門員の相談件数などが、直営のほうが多いのは、やはり下館エリアに介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所が非常に多いような状況になっております。介護予防ケアプランの作成につきましても、やはり高齢者人口などの影響にもよりまして、旧下館エリアのほうが多くなっているような状況になってございます。

それから、3つ目といたしまして、業務量ということなのですけれども、下館の地域包括支援センター

と、それと委託していますまごころ、この2カ所、全てが全て同じ仕事をしているかという、そういうわけではなく、まごころには包括的支援事業として、今こちらのほうには実績にもお出ししましたけれども、総合相談業務、それから虐待などの権利擁護業務、それから地域の介護支援専門員、ケアマネジャーさんなどを支える包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、それに第1号介護予防支援事業といたしまして、要支援の方とか、総合事業の方とかがサービスを受けるためのケアプランの作成、これらの事業をまごころのほうには委託してございます。もちろん、直営の市の包括でも、その事業を下館エリア分に関しては行っているのですけれども、それに加えて、市直営のほうとしては、在宅医療・介護連携とか、それから生活支援体制整備とか、認知症施策とか、それかもう1つは介護予防・日常生活支援総合事業とか、それらの事業を企画運営している関係もございまして、やはり市の直営のほうに関しましては、業務量的には多い状況でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今度新しく西部・北部につくると、あれなのですか、高齢者の人数が大体均等になるという、2つに分けるという、単純に言うと、そういう意味で捉えていいのでしょうか、地域割的なものは。それが1つと、それから教えてもらいたいのですが、総合相談ですね、あと虐待に対応した件数とかというのがありますけれども、さまざまな対応されていると思いますけれども、その中身ですね、そういうのをそれぞれ教えていただければと思うのですが。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本課長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） お答えいたします。

まず、今度できます西部・北部地区と残っている東部・南部地区、下館エリアの場合、そうなのですけれども、その部分が均等かと申しますと、均等ではございません。エリア的には、西部は下館西中学校区エリア、北部は下館北中学校区エリアを考えてございますので、大体そちらが高齢者人口が7,000人、残り南部・東部に関しましては1万から1万1,000人ぐらいが高齢者人口の割合になっておりますので、均等割というわけではございません。

もう1つ、総合相談、虐待、具体的なところですけども、総合相談に関しましては、本当に幅広く、一般的な、うちのおばあちゃんが動けなくなってしまったのだけれども、どうしたらいいだろうかというような相談、介護保険サービスにつなげる場合もございまして、またそのほかの高齢福祉課等で行っている事業につなげたりする場合がありますけれども、そういう相談事業に対して行っております。虐待に関しましては、今一番多いのは警察からの通報です。警察のほうに虐待者本人とか、もしくはその家族から通報が行きまして、そちらに警官が臨場し、状況を把握し、その結果を地域包括支援センターのほうに報告していただきます。その報告によって私どものほうはご本人や、それから逆に虐待をした方、ご家族が多いのですけれども、その方などからよく状況をお聞きして解決策、これから虐待をさせないような、再発を予防するにはどうしたらいいかということ、そこの本人、家族、それから地域の人の、警察の人も交えた上でいろいろ話し合いを行って対応策を考えていくというようなことをやっております。そのほかは、施設からの通報といいますか、施設でデイサービスに来た利用者さんにあざがあるよというよう

なことがあった場合でも、通報がありましたら、すぐに施設のほうに伺いまして、ご本人の話や様子を聞いたり、家族の状況を聞いたりして対応しているのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、宮田介護保険課長、説明をお願いします。

○介護保険課長（宮田勝人君） それでは、議案第82号のうち介護保険課所管分の補正予算につきましてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節3保険料公費負担分繰入金1,500万2,000円につきまして増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、介護保険制度改正によります、低所得者の保険料軽減による公費負担分の繰り入れによるものでございます。

次に、款8繰入金、項2基金繰入金、目2介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金1,500万2,000円につきまして減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、先ほどご説明いたしました低所得者の介護保険料軽減に対し、軽減分を介護給付費準備基金で充てる予定でございましたが、公費負担分の歳入があることから、減額補正をお願いするものでございます。

次に、款9項1目1節1繰越金5億5,549万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成28年度の介護保険特別会計の決算が確定したことに伴いまして、歳入歳出差引額6億771万9,000円の繰越金から当初予算計上額5,522万3,000円を差し引いた額を前年度繰越金に計上させていただきました。

次に、14、15ページをお開き願います。3、歳出についてご説明いたします。款5項1目1基金積立金、節25積立金、説明欄の介護給付費準備基金積立事業2億5,255万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、平成28年度介護保険料の介護給付費等への未充当分を積み立てるものでございます。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、項2償還金、節23償還金利子及び割引料、説明欄の償還金1億3,907万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、平成28年度介護給付費等が確定したことに伴いまして、精算の結果、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に返還金が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

次に、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金、説明欄の一般会計繰出金1億6,522万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても、介護給付費等の確定によりまして、精算の結果、一般会計に償還が生じたことから補正をお願いするものでございます。

以上が介護保険課所管の補正予算でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 低所得者分の件なのですけれども、一般会計から出すのと基金から出すのとのやりくりなのですが、これはどうしてなのかということなのですけれども、当初予算で既に組んでいたものが、それでいいのではないかと思うのですが、どうなのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 介護保険料の軽減のものを、公費として入ってきます。当初は、基金を取り崩して、その軽減分を充てて、最終的には給付費のほうに移っていくという形なのですが、その公費分が入ってきたことによって取り崩し分を減額して、その減額分が入ってきたという形でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 意外だなと思うのは、公費は最初から入るものだとということで予算計上してあるのかなと理解していたのですけれども、これを見ると、公費は充ててなくて、消費税をいつ上げるかの話もあるので、未定として組んでいたということなのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） お答えします。

まだ計画のほうが確定してございませんでしたので、当初見込み額として2,000円を計上してございました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、質疑を終結いたします。

これより議案第82号の採決をいたします。

議案第82号「平成29年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第83号「平成29年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について審査願います。

それでは、高齢福祉課から説明をお願いいたします。

井川高齢福祉課長、説明願います。

○高齢福祉課長（井川千恵子君） 高齢福祉課、井川です。よろしく願いいたします。

議案第83号「平成29年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款7項1目1節1繰越金522万6,000円の増額補正につきましては、平成28年度決算額確定による繰り越し分でございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。款2諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、説明欄、一般会計繰出金522万6,000円の増額補正につきましては、平成28年度の決算に伴う繰り越し分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」「委員長、済みません」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 先ほど委員長からちょっと許可をもらって、あけの元気館のデイサービスについて質疑しようと思ったのですが、ちょっと関連といっても飛躍し過ぎてしまいますし、通告がないので、課長も混乱されると思いますので、決算特別委員会で細かくはお伺いしますので、取り下げます。済みませんでした。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第83号の採決をいたします。

議案第83号「平成29年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ご苦労さまでした。

では、入れかえを願います。

〔保健福祉部退室。教育委員会入室〕

○委員長（大嶋 茂君） 次に、教育委員会所管の審議に入ります。

それでは、議案第78号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち教育委員会所管の補正について説明を願います。

まず、飯山学務課長。

○学務課長（飯山正幸君） どうぞよろしくお願いいたします。議案第78号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち学務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。中ほど中段となります。款16県支出金、項3委託金、目10教育費委託金、説明欄、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金として70万円の増額補正をお願いするものでございます。これは本市の4つの小中学校が県からオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定されたことに伴い、各学校が事業を実施するための委託金として1校当たり17万5,000円、4校で70万円の補正をお願いするものでございます。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうでご説明させていただきます。

続きまして、恐れ入ります。18ページ、19ページをお開き願います。歳出でございます。18ページ、下段になりますが、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、説明欄、要・準要保護児童生徒就学援助事業に893万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。増額をお願いする理由でございますが、まず1つ目として、今年度から新入学児童生徒学用品、いわゆる入学準備金が国において引き上げられたことによるものでございます。もう一点といたしまして、これも入学準備金に関してでございますが、国の要綱等の改正に伴いまして、入学する前に支給することができるようになったことから、本市におきま

しても、今年度から来年度入学予定の児童生徒に対し、入学前に入学準備金を支給するため、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。上段になります。款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、説明欄、オリンピック・パラリンピック教育推進事業として70万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入でご説明申し上げましたとおり、県の委託金を財源に実施するものでございます。事業内容でございますが、オリンピック・パラリンピック教育を実施することにより、本市におけるスポーツ機運の醸成を図り、児童生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てることを目的としております。本市では、今年度河間小学校、新治小学校、下館西中学校、下館北中学校の4校が推進校に指定され、それぞれの学校でオリンピックやパラリンピアンを講師に迎えた講演会や体験授業などの事業を予定しております。

なお、事業費は1校当たり17万5,000円となっております。

続きまして、その下、下段となります。同じく款10教育費、項3中学校費、目2中学校教育振興費、説明欄の中学校特別活動助成事業として900万円の増額補正をお願いするものでございます。増額をお願いする理由でございますが、本年の6月からありました中学校総体におきまして、県西大会では全部で24種目あるのですが、そのうち8種目で優勝するなど、本市の部活動の成績が非常によかったため、バス借上料の支出がふえております。また、今月9月末からまた新人戦が始まりますが、その新人戦においても総体と同じような成績をおさめるということを想定いたしますと、財源の不足が見込まれますことから、増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。先ほど説明があった、中学校特別活動助成事業なのですが、これはバスを出していただけるということですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（三澤隆一君） （続）以前は、中学校教育振興費の中に、それは入っていたということですよ。全部、今回補正の前というのは。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） そうです。教育振興費の中です。申しわけございません。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） その金額ですね、金額はどのくらい入ったのかということと、あとどのくらいの回数、利用されていたかという、その数字的なものを教えていただきたい。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 当初でございますが、バスの借上料といたしまして、あと関東大会以上に行った部活動についての宿泊費等の補助をしているところなのですが、本年度3,572万4,000円でございます。それと、バスの台数ですね。

（「回数です。どのぐらい利用されたのか」と呼ぶ者あり）

○学務課長（飯山正幸君） （続）延べなのですが、バスの回数といたしまして、昨年度の実績で、おおむね546台、バスが出ております。延べです。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。これはことし、そうすると補正が入るということで、最終的に補正額というのは何台ぐらいプラスになるのかということと、あとこの補助金、助成はバス、運動部以外の部活がありますよね、文化部、英語とか、科学とか。科学なんかもいい成績を出しているところもあるのですが、例えばそういったものの出張費として出る、予算としても使えるのかということと、あとは小学生ですね、小学校の陸上の全国大会とかあるではないですか。それと、例えばドッジボールの県大会、例えばそういうときの予算というのは、これとはまた別に用意してあるのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） まず、ここにおきます運動部以外のものといたしまして、吹奏楽部の県西大会、県大会、あと水泳大会なんか当然入ってくるのですが、小学校の陸上競技会なんかは、もう既に年1回なものですから、小学校費のほうに既に振り分けているので、ここの財源の中には入っておりません。あと、部活動の団体として文化部なんかで全国大会へ行く場合については、活動補助費といたしまして、当然関東大会とかなると電車とか、遠ければ新幹線とかなりますので、そういうものの旅費とか、宿泊費があった場合は一部補助するというふうな形をとってございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 種目はいいのですけれども、今のでわかりました。別に設けてあるものと一部補助できるものと。ありがとうございます。わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） これは、ちょっと聞きたいのですけれども、19ページの要・準要保護児童生徒就学援助事業、これは小学校と中学校の人数が、もし差し支えなければ、わかれば教えていただきたいのと、小学生と中学生の、この準要保護の金額が3倍ぐらいなっていると思うのですが、中学生のほうが多いです。多分これは中学生の場合は制服とか、修学旅行費とか、そういうのも含まれているのではないかなと思うのですけれども、その辺についてちょっとご説明をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 要保護・準要保護の、まず人数でございますが、本年8月末現在で小学生、要保護23名、準要保護390名、合計413名でございます。中学生が要保護16名、準要保護294名、計310名、小学校、中学校合わせますと、要保護39名、準要保護684名、合計で723名というふうな形になっております。

それと、入学準備金の額の違いなのですが、入学準備金、小学生におきましては、今回改正で2万600円でございます。中学生は4万7,400円ということで、大分中学生のほうで、いろいろな準備が必要だということで、入学準備金の額が上がっております。その関係で補正をお願いする額というのが、中学校のほ

うがふえているというような実情でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） オリパラ教育推進事業です。21ページです。4校指定ということでありますけれども、この4校指定されたのは非常にいいことですが、この指定の経過ですか、どういったことで、この4校が指定されたのか。また、これは単年度事業ですか。2点。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 今回茨城県からということで、県内43の小中学校と5つの県立高等学校が指定をされたわけでございます。県のほうで指定するものですから、私のほうで、こういった理由でというのは、ちょっと内容は詳しくはわからないのですが、申しわけございません。

○委員長（大嶋 茂君） 柴部長。

○教育部長（柴 武司君） 指定校、推進校4校になったわけでございますが、これは県から県内一斉に各小中学校に今回の推進校に指定をされたいかどうか、意向調査がございました。その結果、教育委員会で全27校にその意向を問いましたところ、まず3校が手を挙げていただきました、うちの学校でぜひやりたいということで。3校を県のほうに申請をいたしました。そうしましたら、残り1校、あと1校、何とか筑西市で指定校として受けてくれないかということで、最後に下館西中学校が受けていただいて、最終的に4校申請をした結果、8月に県から推進校として内定というか、決定通知が来たということでございます。そういう経過でございます。

（「単年度」と呼ぶ者あり）

○教育部長（柴 武司君） （続）はい。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） これは国におけるオリンピック・パラリンピックムーブメント・全国展開事業ということで、平成27年度から調査研究が始まりまして、昨年度2府10県で実施されて、今年度さらに広がっているということでございます。ただ、来年度になりますと、事業が継続されるのか、もっと拡大されるのかということに関しては、ちょっとまだ文科省のほうから指針が出ていないものですから、今のところ、今回指定校になったことが来年も継続されるのか、また別のところが推薦校にされるのかということまでは、ちょっと把握できていないという状況でございます。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（田中隆徳君） 委員長席を交代いたしました。

森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。この事業の趣旨が、今伺いますと、やはりそういったオリパラをせっかくやるということで、子供たちに推進して意義を伝えるというようなことも大きな理由だということでありますけれども、これ今手を挙げたといいましたけれども、事業はどういった場、どういったことをやるという事業の説明はありましたけれども、時間帯ですね、ほかの指定校以外の学校なんかもアプローチするのか、お声かけをするのか、そういったことも含めてご答弁いただきたい。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（大嶋 茂君） 委員長席を交代いたしました。

飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 指定校に推薦された学校で事業を実施するというので、今詳しい内容については、各学校で決定をしていくこととなります。当然各学校ごとにオリンピック・パラリンピックに出た選手を呼んで講演会をすることはもちろんなのですが、せっかくそういう機会が設けられるということで、その後、事後、どういうふうな形にするかということで、そのことについては、推進校になっていない各学校で毎月校長会、教頭会等がございますので、その中で情報が共有できるものと考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。今オリンピックへ出場した人を呼んだりとかという話をしましたけれども、そういう場合には広く、そこへお声かけしていただいて、ほかの人たちも来れるような、そういう形で進めていただければなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 今のオリンピック・パラリンピックの件なのですが、事業内容として、これは100%県のお金だから、こういう事業が該当しますよという一覧表があると思うのですが、その中で講演会というのをとられたわけなのですが、有名な人が来て講演すると、それだけで終わったらつまらないと思うのです。実技を指導してもらおうとか、中学生なんか、特にちょっと教えてもらうだけで随分伸びが違ったりするのですね、陸上とか。そういう計画はないですか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 特に今回、中学校でいいますと、下館西中学校、下館北中学校で推進校にされているのですが、その中の当日の計画の中で、やはり委員さんおっしゃいますように、せっかく来ていただいたので、オリンピック、パラリンピアンと一緒に体験授業をすると、そういったもの、もしくはオリンピックの模範演技という形で見せていただくということが計画をされています。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 本当はもっと欲を言えば、部活指導の指導員を特別にこれで雇えるとか、そういう中身はないのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 今回県のほうの実施要綱の中に、やはり17万5,000円という限度額の中で、どれに使えるという金額が入っておりまして、その中で講師の謝金とか、あとは講師をお呼びするための旅費とか、あと資料代とかというところがうたってあるのですが、なかなか使用できるというか、お金が使える範囲というのが、ちょっと狭いような事業内容になっておりますので、ちょっと部活動指導員とかというところは、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） わかりました。ありがとうございます。できれば、せっかく県大会へ出る子供たちはたくさんいるので、そのもう一歩上に出られるぐらいの指導をやってもらえれば、子供たちもやりがい

があるのではないかと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

次に、新井文化課長、お願いします。

○文化課長（新井 保君） 失礼します。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○文化課長（新井 保君） 文化課、新井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

文化課所管の補正予算についてご説明申し上げます。20ページと21ページをお開き願ひします。歳出でございますが、2件ございます。まず、1件目が中段でございます、款10教育費、項5社会教育費、目2地域文化振興費、節13委託料、船玉地内の日照に支障のある樹木の剪定伐採業務委託料ということで、49万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。船玉地区の公有地内の樹木が隣接する農地に張り出し、日差しを遮って稲の育成が不良となっているため、この日照支障樹木を剪定伐採いたします。

続きまして、2件目でございますが、一番下の段の款11災害復旧費、項1災害復旧費、目1災害復旧費で節19負担金補助及び交付金、これは東日本大震災被災文化財修理等事業補助金に22万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。東日本大震災により被災した市指定文化財の建造物、五所森添島にあります、観音院本堂修理事業に係る補助金でございます。この事業は、観音院本堂の破損した敷居と床下の根太を修理するもので、事業費が27万円、補助率85%ということで、22万9,000円を補助するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。先ほどの船玉の件なのですけれども、船玉は危険木伐採、剪定伐採と書いてあるのですけれども、これは日照不足とさっき言われたのですが、これは船玉の竹やぶか何かのあれですか。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑してから。

○委員（三澤隆一君） 場所はどの辺かということをお願いしたい。

○委員長（大嶋 茂君） 新井課長。

○文化課長（新井 保君） 船玉古墳の文化財がございますが、その敷地の平地林の北側の位置でございます、道路を挟んで、さらにその北側の水田、そこの水稲、稲が植わっているところが、ちょうど市所有の土地から生え出ている樹木で日陰になっておりまして、そこが一部生育不足ということで、お話がございましたので、それを解消するために樹木伐採ということになっております。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） それはもちろんわかったのですが、危険木ということであると、文化財、古墳の上ですよ、文化財のやぐらがあるところの木材、何十本もかなり大きなものがあるのですが、かなり腐っている部分があって、あとは参道ですか、参道の中に日の陰で内側に倒れかかっている大きなものがあるのですけれども、そちらのものもこれから対象になってくるのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 新井課長。

○文化課長（新井 保君） まず、古墳上部にある木でございしますが、かなり今現在は切り倒したりして、古墳周辺の部分につきましては、かなり整備されております。

それから、参道周辺にございします、主に竹につきましては、地面から1メートル50センチほどのところで全て伐採してございまして、根から根絶するような作業を本年度行いました。1年では壊滅しないようなお話でございしますが、2年目、3年目の様子を見ながら、どの辺まで効果があるか見守ってまいりたいと思っております。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。そうすると、その古墳は1つではないですよ、幾つもあるところは集まっているではないですか。それで、その上にある大きな樹木で、先ほど言った内側に倒れかかっているようなもの、ボランティアの方と地元の方が切っていると思うのですけれども、今後根元が危ないようなものですね、それは今後計画としてきれいに伐採して整備する計画はないのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 新井課長。

○文化課長（新井 保君） その辺につきましても、今後地元の今現在お願いしております有志の方々とよく協議をいたしまして、地元住民に支障のないような形で安全対策を十分にとりながら進める経過はございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 今、三澤委員の質疑なのですけれども、船玉古墳の北側ですね、あれはこの補正で伐採ということなのですけれども、南側と今同じように定期的にといいますか、予算を、これは補正で上げてございしますが、その辺考慮いただいて、あそこは本当に作物がとれないような状態になっていきますので、その辺もご考慮をいただきたい、このように思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 新井課長。

○文化課長（新井 保君） 今後とも地元住民の方々に配慮しながら、十分市としてはできる限りの整備を続けていきたいと考えております。

以上でございします。

○委員長（大嶋 茂君） よろしく申し上げます。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私のほうからは、この額の見積もり方を教えてもらいたいののですが。

○委員長（大嶋 茂君） 新井課長。

○文化課長（新井 保君） 船玉古墳周辺の樹木伐採事業につきましては、見積もり等で一番安い業者さ

んに今お願いしているところでございますが、その見積もり業者さんに再度見積もったところ、やはり一番安い見積額でございましたので、少ない予算の中から必要最小限の金額で、この49万9,000円という見積額が得られましたので、その見積額に沿って要望いたしました。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

次に、廣瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） スポーツ振興課の廣瀬です。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） 議案第78号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうちスポーツ振興課所管の補正予算内容についてご説明申し上げます。

予算書の20ページ、21ページをお開き願います。歳出でございます。中段下をごらん願います。款10教育費、項6 保健体育費、目2 体育施設費、説明欄の体育館等施設改修事業844万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳を申しますと、下館総合体育館内のエレベーターの主ロープ等の交換、自動ドアの修繕、階段脇板ガラスの修繕を行い、事故を未然に防止して安全を確保するための経費として需用費の修繕料に266万8,000円でございます。

次に、明野武道館において雨漏りが発生し、調査した結果、東側外壁に張られているタイルに浮きやクラックが多数確認され、壁からの雨漏りと判明いたしました。また、タイルの落下の危険もあることから、安全を確保するための経費として委託料に工事設計委託料49万7,000円と工事管理委託料20万円、工事請負費に雨漏り補修工事費507万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、質疑を終結いたします。

以上で議案第78号について各部の説明、質疑が終了いたしました。

これより採決いたします。

議案第78号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で福祉文教委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（大嶋 茂君） 以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

どうも委員の皆さん、ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時16分